

第2期紫波町空家等対策計画(案)に係る意見公募結果

1 意見募集期間

令和4年8月12日(金)～令和4年9月1日(木)

2 意見提出

6名の方から意見等をいただきました。

3 周知方法・閲覧場所

紫波ネット、町HP、ゆいっとサロン、各地区公民館等で公開

4 意見等及び町の考え方

関連箇所	提出された意見等	回答	
第4章 P28	<p>空家等対策だけでなく、高齢者や1人暮らしの人の福祉政策全体に関わることですが、1つのアイデアとして書いてみます。シェアハウスをつくることを提案します。個人の空き家をその地域の実情に合った「みんなの家」があったら、年老いてから故郷を離れなければならない寂しさや不安も解消されるのではないのでしょうか。過疎化とか空き家問題というと、外から移住者を呼び込んだり都会の会社にアイデアを伺ったりと、すぐ外に助けを求めがちですが、まず今ここに住んでいる自分たちが何をしたいのか、何を求めているのか、自分たちが主人公であることを自覚して主体的に考えていくことが大切だと思います。</p>	<p>空家等の活用方法として参考とさせていただきます。</p>	
章1章 P4	<p>計画案P4「空き家総合判定」中、D：上記「C」の内とあるが、「C」に包含されるものと解されるため、件数が343件ではなく、334件ではないか。</p>	<p>「C」の内ではなく、「C」とは別に「D」を空家等の件数としていることから、文言を修正させていただきます。</p>	
第1章 P4	<p>「空き家総合判定」中、C及びDは法第2条2項の特定空家等の空き家を想定していると思慮するが、Dの「…緊急に対策を講じる必要があるもの」とは具体的にどのような状況にあるものか。特定空家等に係る説明では、保安上危険、衛生上有害、景観毀損、生活環境保</p>	<p>Dランクは建物として、腐朽状況が著しい等の状態のものであり、周辺の影響が特に懸念されるものを考えております。計画案では基本的な考え方と方向性を記載しており、ランクごとの対策については今後検討させていただきます。</p>	

	全上不適切な状態とあり、近隣住民としてはどの項目に該当しても緊急な対策を望む。		
第1章 P 4	仮に空き家総合判定中、C及びDの空き家が解体・撤去され「敷地のみ」が残った場合に草木等が繁茂するなど、引き続き地域として問題が継続されることが想定されるので、その対応も包含する内容としたほうがよい。	空き家を解体した場合、本計画の対象から外れることとなります。 しかしながら環境保全の観点から関係課と連携して対処してまいります。	
第4章 P 26～27	第2期にあたり第1期計画を継続しながら、次のことを進めてはどうでしょうか？ 所有者への積極的な情報提供を推進する。 ・空き家の現状を映像（写真）で提供 ・近隣住民の情報 ・相談窓口の強化 所有者は空き家のことは気になっていると思います。 上記の内容年2回を目標に提供する。情報収集は、地区行政区長を中心に依頼する。所有者に情報提供することで、空き家問題が解決に進むことを望みます。	一部の項目については既に実施している内容も含まれていますので、全体的に施策の参考とさせていただきます。	
第4章 P 26～27	空家等対策について、近隣住民に迷惑をかけている場合、役場の権限で木や空き家を整備できるようにしてほしいです。	空家等に関しては、個人の財産であることから、所有者が個人で管理することが原則となります。ご意見につきましては要望として承ります。	
第4章 P 28	空き家利用促進に関して、家を離れる状況の時（空き家が発生する恐れのある時）、誰かに利用してもらいたいと願う、	町では「紫波町空き家バンク」を開設し所有者又は希望者に情報提供を行っています。今後、空家等の提供手段	

	希望のある考えの人がいるのではないか。現状のまま、安価で利用したい人に提供できないでしょうか。	を検討してまいります。	
第4章 P26～27	地域代表者による空き家情報について、年1・2回地域の代表者(地域を知りつくした人)、地区長さんが適任か。会議を開いて情報交換したらいかがでしょうか。	行政区長に対して、行政区長懇談会等を通じて、空家等に対する情報を募っているところですので。情報交換の手法について、参考とさせていただきます。	
第4章 P26～27	空家等対策ボランティアについて、隣地に越境する草木や落雪等の空家等対策ボランティアを募集したらどうか。 ①地域に住む人で地域活動をしたい人 ②労力15～30分は無料 ③30分以上の労力は有料。	空家等に関しては、個人の財産であることから、所有者が個人で管理することが原則となります。ご意見につきましては要望として承ります。	
第4章 P26～27	空家等対策について、どの程度解決、進んだのか分からない状態です。空家の把握と管理者の確認について、町民課(国保、年金)や税務課との横の連携を密にし、死亡届等があった際管理者を決定してはどうか。税務課では税金等の徴収はどうなっているのか。そこから所有者を把握できるのではないか。	空家等対策について、計画策定時421件の空家等があり、令和3年度末で343件と減少しております。空き家の所有者又は管理者は関係者によって決めるものでありますので、死亡届や税金等の相談の際、関係課と空家等の案内について、連携を図っています。	
第4章 P26～27	空家等の把握等について、行政区長の立ち合いのもと行ったらどうか。空家等対策条例について、考えてはどうか。既に建物の倒壊、周辺環境衛生の悪化。防安防災の不安などが発生しているため、速やかな対応を望む。個人情報への壁はあるが、行政区長に福祉課から提供さ	空家等の把握において現状確認は重要と考えております。今後の施策として参考とさせていただきます。 連絡網については、今後検討させていただきます。	

	れる一人暮らしの連絡網と同様に、空き家に対する連絡網を作ってはどうか。		
--	-------------------------------------	--	--